

印鑑登録の方法について

印鑑登録できる方

矢巾町に住民登録もしくは外国人登録している15歳以上の方。
(ただし、成年被後見人の方は登録できません。)

登録できる印鑑

印影の大きさが8mm以上25mm以下のもので、不鮮明もしくは外枠がないものは不可。
住民票・外国人登録原票に記載されている氏、名もしくはそれを組み合わせたもの。
同一世帯(家族など)ですでに印鑑登録している方と同じ印鑑は登録できません。

印鑑登録の方法

以下に掲げるいずれかの方法によって、印鑑登録を行います。

